

伏見宮貞成親王の周辺 — 『看聞日記』 人名比定の再検討 —

植田 真平
大澤 泉

はじめに

古記録を読むにあたって、登場人物をめぐる様々な情報を正確に把握することが不可欠であることは言を俟たない。年齢、来歴や相互の関係を正しく理解することで、記録された人々の行動に本来の意味を見出し、古記録が映し出す社会像・時代像をより立体的に捉えることができる。正確な人物比定は、歴史資料の史料的価値と位置付けを決定するうえで、最も重要な作業である。

室町時代史の一級史料である『看聞日記』(以下『日記』)には、記主伏見宮貞成親王の家族や近臣など、特定の人々が頻出する。その概要については、これまで村田正志・横井清・位藤邦生・市野千鶴子・小川剛生や広島中世文芸研究会等によって示され、個別にも、村井章介・池和田有紀・田村航・松蘭斎・黒川正宏等によって考証が進められている。⁽¹⁾ これらの成果をふまえて、宮内庁書陵部編『図書寮叢刊 看聞日記』(以下『叢刊』)には一様に人名註が付され、第七冊では、考証の結果を付録の略系図にて示し、既刊分の

一部は補訂表にて修正した。

しかしながら、これまでの分析は年次や階層等で対象を限ったものが多く、全容解明には至っておらず、再考の余地のあるものも少なくない。そうした点を多々残したまま『日記』が利用されていることも、否定し難い事実であろう。また、『叢刊』では考証の過程を論じ得ず、いかにして人名註や付録略系図の結論に至ったのか、説明不十分の責めは免れ得ない。

そこで本稿では、記主貞成親王の父母・兄弟・妻子と、『日記』最頻出の近臣田向・庭田家の人物を中心に、人物比定と血縁関係を再検討し、その事跡を明らかにする。後掲の図1〜3は、『叢刊』略系図の改補版として本稿の成果を示したものである。先行研究に屋上屋を架すおそれもあるが、包括的に述べることで『日記』講読の一助としたい。

なお、記主貞成親王自身については、横井清『室町時代の一皇族の生涯』⁽²⁾ に詳しいため、本稿では特にとり上げない。

一 伏見宮家の人々

1 実父母

栄仁親王 貞成親王の父。観応二年（一三五二）五月、崇光天皇の第一皇子として生まれた（『系図纂要』ほか）。母は庭田重資の女資子。貞治七年（一三六八）正月二十一日に親王宣下を受け（『愚管記』同日条ほか）、永和元年（一三七五）十一月十三日、伏見殿において元服（『愚管記』同日条）。この間、父崇光上皇は栄仁親王の立坊を望んだが、実現することはなかった（『後光厳院御記』応安三年（一三七〇）九月二十四日条、『椿葉記』ほか）。

応永五年（一三九八）正月、父崇光法皇が崩御すると、後小松天皇にその遺領を収公され、栄仁親王は同年五月に伏見指月庵にて出家。法名を通智とした（『庭田経有記』同月二十六日条、『椿葉記』ほか）。重ねて八月には、足利義満の要求に応じて伏見殿を引き渡し、萩原殿に移徙（『迎陽記』『吉田家日次記』同月十三日条）。同年十月、後小松天皇より萩原宮直仁親王（花園上皇皇子、応永五年五月薨去）の遺領である室町院領七ヶ所（伊賀国長田荘、近江国山前南荘・橋爪（七里）・八里・北荘、同国今西荘、同国塩津荘、若狭国松永荘、越前国磯部荘栗田嶋、備中国大嶋保）と播磨国衙領を返付された（『勸修寺文書』後小松天皇綸旨）が、その多くは不知行地であったという（『椿葉記』）。

翌応永六年十二月、義満より伏見殿を返されて還住するも、同八年七月四日、焼失（『迎陽記』同日条ほか）。嵯峨洪恩院や有栖川殿を居所とした（『椿葉記』）。同十五年五月の義満没後、幕府より伏見荘を返付され、翌十六年六

月、伏見に帰り、宝厳院を御所とした（同前）。同二十二年六月、後小松上皇より長講堂領信濃国住吉荘・五ヶ荘を安堵され（『服部玄三氏所蔵文書』）後小松上皇院宣案）、翌年九月には室町院領の永代安堵を受けた（『日記』同月三日条、「後小松院御消息類」後小松上皇書状案、「後崇光院御文類」栄仁親王書状案）。

その二ヶ月後の応永二十三年十一月二十日、宝厳院敷地の御所において薨去（『日記』同日条）。享年六六歳。追号大通院。

三条実治女 栄仁親王室、治仁王・貞成親王兄弟の生母。実名は治子とされる（『纂輯御系図』ほか）が、いずれも後代のものであり、一次史料からは確認し得ない。『日記』では「故西御方」「亡母」「陽照院殿」と呼ばれている。『椿葉記』貞成親王自筆第二稿本（乙本）に「ちかく故大納言公雅卿の母は我身の母儀西御方と申、と親類にて」（『』は貞成親王朱注）とあり、貞成親王の母が三条（九条）実治の息女であったことがわかる。実治女の兄弟には

「中川三位」と呼ばれた公為（初名公澄）がいた（『椿葉記』『尊卑分脈』）。また『日記』に度々登場する住心院（はじめ明王院）実意は、公為の子である（『日記』応永二十八年二月十九日条）。

実治女の墓塔は伏見宝厳院にあり（『日記』永享八年（一四三六）七月十二日条）、毎年忌日の十二月十日前後に同院で仏事が行われた。永享二年に三十三回忌仏事が行われている（同年十二月十日条）ことから、没年は応永五年と判明する。生年は、父実治の生没年（正応五年（一二九二）〜文和二年（一三五三））および長子治仁王の生年（応安四年）からして、貞和・観応年間（一三四五〜一三五二）頃であろうか。

庭田幸子 庭田経有女、貞成親王室、性恵・後花園天皇・めここ・理延・貞常親王・ちよちよ・雲岳聖朝の母。伏見宮家に祇候した時期は明らかでないが、『日記』では当初「今参局」と呼ばれている。その後、応永二十六年正月十日の伏見宮家女中改名の際に「二条局」へ改名（『日記』同日条）。同十二年、栄仁親王仕女廊御方から伏見宮家の「宮中家務」を継承し（『日記』同年閏六月二日条）、永享元年九月以前に「南御方」へ改称している。

將軍足利義教とその室正親町三条尹子からの信頼厚く、永享六年三月十六日には尹子の二品宣下と同時に三品宣下を受けた（『日記』同日条）。このとき、名を経子と定めた（『日記』同月十五日条）。文安元年（一四四四）四月二十六日、准后宣下を受け、幸子と改名（『建内記』『康富記』同日条）。同四年三月四日に敷政門院の女院号宣下を受けたが（『日記』同日条）、四月十三日に崩御（『康富記』『大乘院日記目録』同日条）。享年五九歳とあり、明德元年（一三九〇）の生まれとわかる。

幸子の所領・得分には、伏見荘満枝名（『日記』永享四年九月六日条）、播磨国比地御祈保（『日記』嘉吉三年（一四四三）九月十四日条）、「昆布干鮭月捧」毎月千疋（「榎戸文書」伏見殿御領目録案）が確認される。このうち満枝名半分は、永享四年に大光明寺の申し入れを受けて大通院に寄進された（『日記』同年十一月三日条）。

幸子の母「善照房」（『日記』永享五年十二月十日条）については、『日記』応永二十九年五月二十二日条に建仁寺正恵西堂と飛鳥井雅縁（法名宋雅）が

幸子母の兄弟だったとあり、飛鳥井雅家の娘と判明する。しかし、『尊卑分脈』では雅家の兄弟雅冬の娘に幸子母を配している。いずれかが養父と考えられるが、詳らかでない。永享五年に三十三回忌を行っている（『日記』同年十二月十日条）ことから、応永八年没と推定される。

性恵 応永二十三年十一月十九日、庭田重有亭にて誕生した貞成親王の第一王女（『日記』同日条）。母は庭田幸子。幼名あごご（あ五々）。

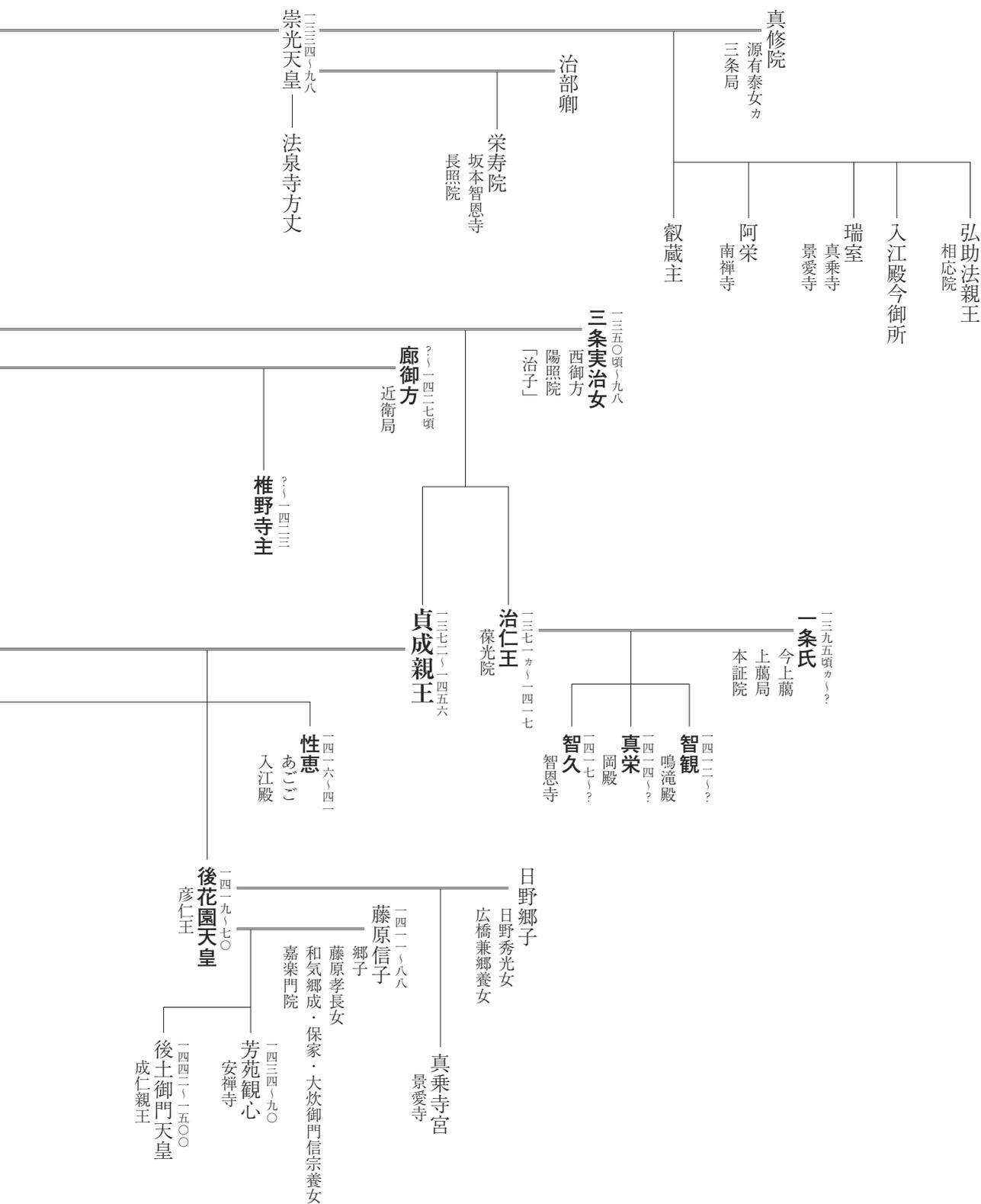
応永三十年八月、三時知恩寺（通称入江殿）への入室が決定し（『日記』同月二十九日条）、翌三十一年、九歳で同寺方丈（崇光上皇皇女）の弟子として入室（『日記』同年四月十九日条）。法名を性恵とした（『日記』同年九月三日条）。『日記』応永三十二年七月二十三日条までは「御喝食」、正長二年（一四二九）以降は「御沙弥」（『日記』同年九月二十一日条）、永享二年十月二十七日条から同十年十二月三日条までは「今御所」、嘉吉元年正月十日条では「入江殿」「方丈」と呼ばれている。これらのことから、応永三十二年より正長二年の得度、永享二年以前の受戒、同十一年の住持就任が推測される。永享五年十一月には、足利義教女（のちの了山聖智）が性恵の弟子として三時知恩寺に入室している（『日記』同月二十五日・永享六年二月十六日・同八年八月十五日条、『建内記』文安四年三月四日条）。

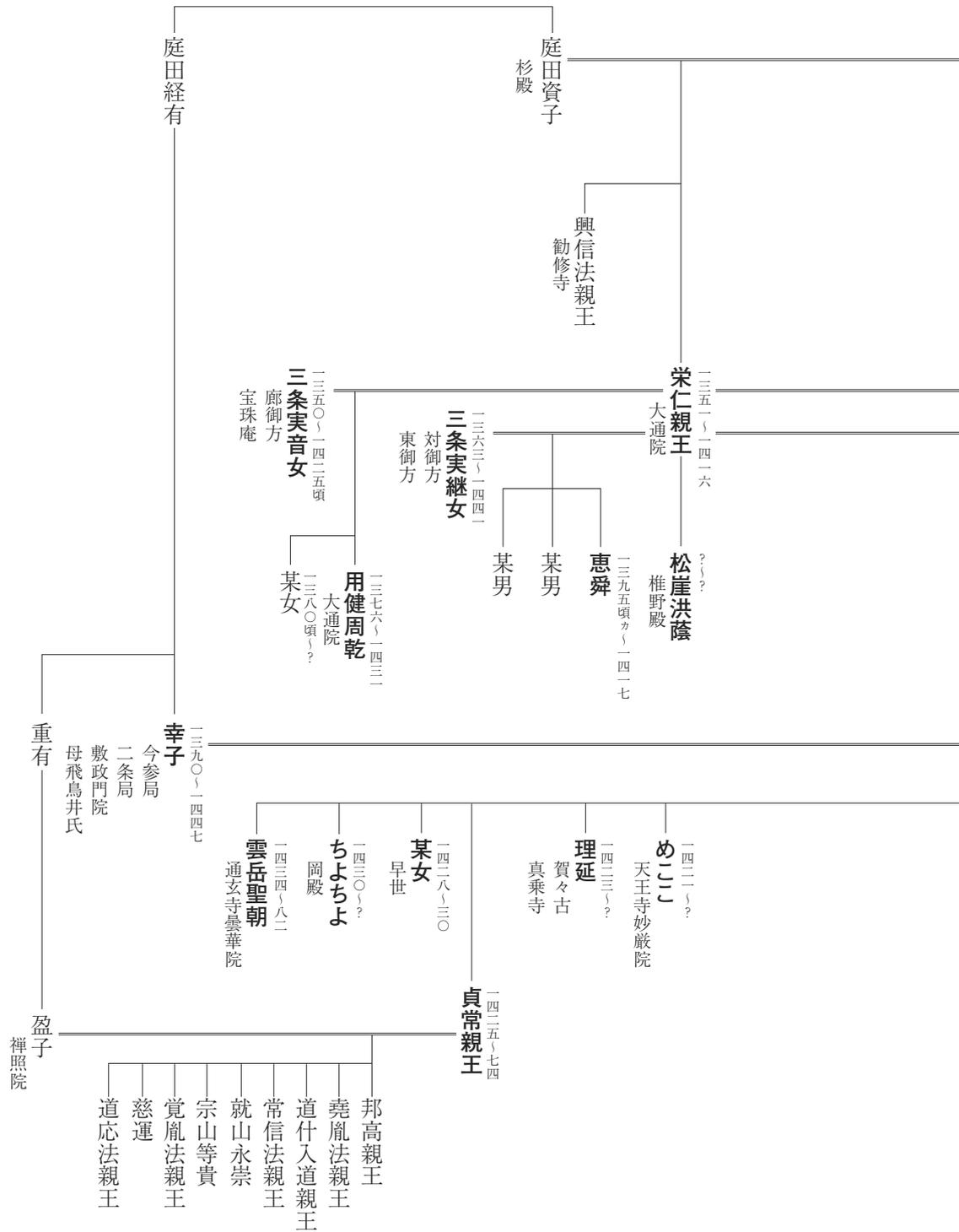
嘉吉元年三月より赤斑瘡を患い、五月二十八日没（『日記』同日条）。享年二六歳。泉涌寺塔頭竹園院で荼毘に付された。三時知恩寺は聖智が相続した（『建内記』同年五月二十八日条）。

後花園天皇 すでに各所で紹介されているので、概略のみにとどめたい。

名は彦仁。応永二十六年六月十八日、庭田重有亭にて誕生（『日記』同月十七日条）。同二十七年十二月二十四日、髪置の儀（『日記』同日条）。翌年

図1 伏見宮家略系図（『日記』記事より作成、ゴシックは一章で立項した人物、二重線は婚姻関係、漢数字は生没年）





十二月二十日、魚味の儀（『日記』同日条）。同三十二年七月、称光天皇の危篤により皇位継承候補に浮上（『日記』同月二十八・二十九日条）。正長元年七月十七日、後小松上皇の猶子となり、二十日の称光天皇崩御をうけて、二十八日、一〇歳で踐祚した（『満濟准后日記』同日条ほか）。同二年八月二十九日、土御門高倉の仮内裏（三条公光亭）より土御門内裏に移徙（『師郷記』『満濟准后日記』同日条）。同年九月五日、永享改元を行い、翌月二十三日、政始。同十二月二十七日、即位の礼。翌永享二年十一月十八日、大嘗会。同五年正月三日、内裏紫宸殿において元服（以上『日記』各同日条ほか）。

嘉吉三年九月二十三日、禁闕の変で土御門内裏を焼かれ、広橋兼郷亭、ついで近衛忠嗣亭に難を逃れ、二十六日、父貞成親王の一条東洞院亭に入った（『日記』同日条ほか）。康正二年（一四五五）に新造の土御門内裏に遷幸する（『実遠公記』同年七月二十日条ほか）まで、同所を仮皇居とした。

寛正五年（一四六四）七月十六日、実弟貞常親王の一条東洞院亭に入り（『蔭涼軒日録』同日条）、十九日、皇子成仁親王（後土御門天皇）に讓位（『大乘院寺社雜事記』同日条）。応仁元年（一四六七）九月二十日、戦禍を避けて移徙していた室町殿において、にわかには落飾。法名を円満智とした（『後法興院記』同月二十二日条ほか）。

文明二年（一四七〇）十二月二十七日、仮仙洞御所の室町殿泉殿において崩御。享年五二歳。追号ははじめ後文徳院とされたが、のち後花園院と改められた（『親長卿記』文明三年二月五日条、『宗賢卿記』同月十七日条ほか）。丹波国常照寺に陵が造営されたほか、大原法華堂や般舟三昧院にも分骨された（『親長卿記』文明三年二月五・十一・二十一日条）。

室に藤原信子と日野郷子がおり、その間に一皇子二皇女がある。

藤原信子は、応永十八年生まれ。初名郷子といい、藤原孝長の娘で、和氣郷成の養女として内裏に祇候し、伊予局・二位局と呼ばれた。郷成没後はその子保家、ついで大炊御門信宗の養女となった。永享六年十月二十八日に皇女観心、嘉吉二年五月二十五日に皇子成仁親王（のちの後土御門天皇）を出産。文明十三年七月二十六日、嘉楽門院の女院号を受けた（『後法興院記』『宣胤卿記』同日条）。長享二年（一四八八）四月二十八日没（『実隆公記』同年五月二日条）。観心・成仁親王ともその養育は祖父貞成親王に委ねられ、伏見宮御所で成長している（『日記』永享六年十二月二日条、『康富記』嘉吉二年六月十六日条ほか）。

日野郷子は、はじめ数子といい、日野秀光の娘で広橋兼郷の養女となり、内裏に祇候して典侍となった。文安五年十二月二十六日、皇女を生んでいる（『師郷記』同日条）。この皇女はのち真乗寺、ついで景愛寺に入っている。めここ 応永二十八年九月五日、庭田重有亭にて誕生した貞成親王第二王女。母は庭田幸子。幼名めここ（目古々）。翌二十九年十二月三日、髪置、同三十年十二月二十六日、魚味始・深曾木（『日記』各同日条）。

当初、治仁王王女が撰津天王寺の比丘尼御所妙嚴院^⑩に入室する予定であったが、応永三十年九月、同院はこの約束を破棄し、貞成親王王女の入室を希望した（『日記』同月二十七日条）。貞成親王は、当時三歳であっためこの入室を提案したが、あまりに幼少であるため、五歳になるのを待つて入室させることとなった（『日記』同年十月十一日条）。翌三十一年十二月、めここが五歳になるのを目前に、妙嚴院は明春二月の入室を改めて申し入れたが、貞成親王は「但明年雖為五歳未幼少之間、入室可為如何様哉、」（『日記』同年十二月二十五日条）としてさらに延期した。その後、応永三十二年よりさ

ほど下らない時期に入室したと思われる。法名不詳。翌五年八月九日に一三歳で得度を遂げ（『日記』八月二十二日条）、「御沙弥御所」「妙巖院御沙弥」と呼ばれた。同八年以降は「御比丘尼御所」と呼ばれている。

入室後の上洛は、永享四年三月と同八年四月の二度確認される。二度目の上洛は、敷地安堵の御内書に対する將軍義教への礼（『日記』永享八年四月二十四日条）と、妙巖院領に賦課された「守護段錢臨時天役」停止の訴訟（『日記』同年閏五月十六日条）のためであった。没年不詳。

理延 応永三十年十二月十四日、庭田重有亭にて誕生した貞成親王第三王女。母は庭田幸子。幼名かかこ（賀々古）。翌三十一年十二月二十九日、髪置、同三十二年十二月二日、魚味始（『日記』各同日条）。

永享六年四月二十日、相国寺鹿苑院主宝山乾珍の弟子として喝食となり、法名を理延とし、嵯峨の真乗寺に入室した（『日記』同日条）。入室にあたりかかこの衣服・具足等はすべて足利義教が用意し（同前）、入室の行列は嵯峨中の比丘尼たちが見物するほど荘厳であったという（『日記』同月二十一日条）。これ以前、義教はかかこを猶子にすることを望んだが（『日記』同年三月十四日条）、天皇の兄弟姉妹を臣下の猶子にする先例がなかったため、叶わなかった（『日記』同年三月二十六日条）。

翌永享七年八月二十七日、得度を遂げ、以後「御沙弥御所」と呼ばれた。嘉吉三年四月十三日、真乗寺住持に就任（『日記』各同日条）。後花園法皇崩御の際、妹雲岳聖朝とともに大原の墓所に参詣している（『親長卿記』文明三年四月二十一日条）のを最後に、以後の事跡は不明。

貞常親王 応永三十二年十二月十九日生まれの子。母は庭田幸子。永享二年十二月十九日、着袴。同七年十二月十九日、母幸子らとともに

に伏見の御所より一条東洞院の新造御所へ移徙する（『日記』各同日条）。

禁闕の変では、女房に変装して父や甥成仁王（のちの後土御門天皇）らとともに慈光寺持経亭、ついで鳥田定直亭に避難した（『日記』嘉吉三年九月二十三日条）。その後、伏見宮御所に還御したが、同年末、同所が仮内裏となるに及んで、父とともに土御門高倉の三条公冬亭に移った（『日記』同年十二月二十九日条）。

文安二年三月十六日、元服（『師郷記』同日条）。翌日、親王宣下が行われるはずであったが、兄後花園天皇との間に「不思議荒説出来」（同前）により延引。同年六月二十七日にいたつてようやく、天皇の猶子として親王宣下を受けた（『師郷記』『建内記』同日条ほか）。翌三年三月二十日には式部卿に任じられ（『師郷記』同月二十八日条）、同年八月二十七日、貞成親王より伏見御領以下の所領と記録文書を譲渡された（『後崇光院御文類』貞成親王讓状）。同四年三月十四日、二品（『師郷記』同日条）。

康正二年七月二十日、後花園天皇が新造土御門内裏に遷幸したため、一条東洞院亭に戻り（『師郷記』同日条）、同年十月、伏見宮御所の称号および牛車による参内を勅許される（『伏見宮系譜』¹²ほか）。

応仁元年九月、兵火により御所を失い（『宗賢卿記』同年九月十三日条）、伏見へ下った（『山科家礼記』応仁二年三月十二日条）。その後、大原等へ居を移し（『山賤記』『貞常親王御百首』¹³）、文明四年二月には再び上洛して庭田雅行亭へ（『親長卿記』同月二十八日条）、その後室町殿へ入っている（『親長卿記』『宗賢卿記』同年五月三日条）。

文明六年六月、腹痛を起こし（『親長卿記』同月二十九日条）、七月三日、庭田亭にて薨去（『言国卿記』『親長卿記』同日条ほか）。享年五〇歳。追号

は後大通院。贈一品宣下（『親長卿記』同月六日条ほか）。『大乘院寺社雑事記』には、「計会」のための「御自害歟」と記されている（同月九日条）。

室に庭田重有女盈子（後掲）があり、その間に邦高親王（伏見宮家五代）・堯胤法親王（梶井門跡）・道什入道親王（上乘院）・常信法親王（勸修寺）・就山永崇（僧録、相国寺住持）・宗山等貴（同前）・覚胤法親王（妙法院）・慈運（曼殊院）・道応法親王（聖護院）の九王子がいる。

某女 貞成親王第四王女。田向長資の養女となっていたが、永享二年八月十日、三歳で没（『日記』同日条）。生年は正長元年と判明する。

ちよちよ 永享二年十一月十五日、庭田重有亭にて誕生した貞成親王第五王女。母は庭田幸子。幼名ちよちよ。翌三年十二月十八日、髪置。同四年十二月二十四日、魚味始（『日記』各同日条）。

永享六年五月、大慈光院（通称岡殿）と大聖寺がちよちよの入室を望み、足利義教の差配により前者に決定した（『日記』同月十九日条）。同年十一月二十七日、入室。同日中に喝食となった。この時五歳であり、地下田中承泉室「今御乳人」が祇候した（『日記』同日条）。法名は不詳。嘉吉三年正月二十六日条以後は「岡殿御沙弥」と呼ばれており、それ以前の得度が推定される。没年不詳。

雲岳聖朝 永享六年十月四日、庭田重有亭にて誕生した貞成親王第六王女。母は庭田幸子。幼名不詳。翌七年十一月十五日、髪置。同八年十一月二十五日、着裳、魚味始（『日記』各同日条）。

嘉吉元年四月二十八日、後花園天皇皇女の安禪寺入室とともに、聖朝の通女寺曇華院（庵）入室が決定した（『日記』同日条、『建内記』同年五月七日条）。期日は六月五日と定められたが、数度の延期を経ている（『日記』同年

六月二・二十六日条）。嘉吉二年十月九日付貞成親王寄進状案（後崇光院御文類）切封上書の「曇華院御喝食御所」は聖朝のことと考えられ、それ以前の入室が推定される。

文明九年七月十九日、足利義親女（義政猶子）を弟子として曇華院に迎え（『親長卿記』『兼頼卿記』文明九年七月十九日条）、同年十二月十四日には、通玄寺住持に就任（『お湯殿上日記』同日条）。文明十四年六月九日、示寂（『お湯殿上日記』同日条、『親長卿記』同月十一日条ほか）。

3 同母兄とその家族

治仁王 栄仁親王第一王子。母は三条実治女、貞成親王同母兄。応永十五年十二月二十日、元服（詰所系図）。同十八年には貞成親王を猶子となし、元服の加冠役をつとめている（『栄仁親王琵琶秘曲御伝業並貞成親王御元服記』⁽⁴⁾）。

応永二十三年十一月、栄仁親王の薨去により伏見宮家を相続したが、翌二十四年二月十一日、伏見宮御所において「大中風」により急逝（『日記』同日条）。享年は『日記』同月十三日条に「卅七歳」とあるが、村田正志が指摘するように誤記と考えられ、これが「卅七歳」とすると応安四年の生まれとなる。法名ははじめ松屋衍公（『日記』同年二月十三日条）とされたが、のち大範衍公（『日記』同年三月十二日条）と改められた。院号は葆光院。

『東寺光明講過去帳』等には「為雷電夭亡了」とある。いずれにせよ不可解な急死であったことから、貞成親王・対御方（三条実継女）・庭田重有による毒殺が噂され、貞成親王は一時窮地に立たされている（『日記』応永二

十四年二月十八・二十一日・三月五日条)。

室一条氏との間に、智観・真栄・智久の三王女がある。

治仁王室一条氏 治仁王室。伏見宮家上臈。一条家の出身(『日記』永享四年五月九日条)。永永十八年正月より伏見宮家に仕え、治仁王との間には智観・真栄・智久の三王女をもうけた(同前)。長子智観の生年等から、明德年間から永永年間初頭の生まれかと推測される。治仁王死後も伏見宮家に仕え、永永二十六年正月の伏見宮女中改名の際、「今上臈」から「上臈」に呼称が変わっている(『日記』同月十日条)。

永享四年五月、誕生した義教息女付きの女房となり、伏見宮家を退出(『日記』同月二・九日条)。その後、その義教息女は光照院に入室したため、上臈は「光照院上臈」と呼ばれた(『日記』永享七年五月二十五日条)。同八年には、義教の若公(義政)付の女房となっている(『日記』同年正月十一日条)。没年不詳。

智観 治仁王第一王女。母は一条氏(『日記』永享四年五月九日条)。永永二十五年十二月二十六日、仁和寺十地院(通称鳴滝殿)に入室。このとき七歳であり、永永十九年の生まれと判明する。翌二十六年二月十二日、喝食となり名を智観とした(以上『日記』各同日条)。同二十九年六月、浄金剛院にて得度を遂げ(『日記』同月十七日条)、同三十一年五月、十地院住持(直仁親王王女)の円寂により、その跡を襲った(『日記』同月二十八日条)。その後「鳴滝殿」と呼称される。『日記』嘉吉三年七月十日条を最後に、以後の事跡は不明。

真栄 治仁王第二王女。母は一条氏(『日記』永享四年五月九日条)。『日記』永永三十一年八月三十日条に当時一歳とあり、永永二十一年生まれとわか

る。同二十三年十二月二十七日、魚味始・深曾木(『日記』同日条)。同三十一年、大慈光院(通称岡殿)に入室。即日出家を遂げ喝食となり、名を真栄とした(『日記』同年八月三十日条)。没年は不詳。

智久 治仁王第三王女。母は一条氏(『日記』永享四年五月九日条)。永永二十四年二月十七日誕生(『日記』同日条)。父治仁王没後六日目に生まれた子であり、男子でなかったために貞成親王の宮家相続が決まった(同前)。

永享三年三月、坂本智恩寺から入室の要望があったが、同寺が義教の不快を蒙ったため、入室は先送りとなった(『日記』同月十四日条)。翌四年になっても入室先が決まらず、性恵の勧めにより、入室前に喝食となった(『日記』同年八月二十二日条)。この時「はい御所」と呼ばれている。同五年二月、義教の意向により坂本智恩寺への入室が決定し、いったん三時知恩寺に入った後、元応寺で得度をとげて法名を智久とし、二十九日、智恩寺に入室(『日記』同月十四・十五・二十五・二十九日条)。しかしまもなく、永享の山門騒乱の混乱を避けて姉真栄のいる大慈光院に移った(『日記』同年十二月二十四日条)。翌六年十一月、同騒乱により智恩寺は炎上した(『日記』同年十二月二十五日条)。

伏見宮家の来訪を記す『日記』嘉吉三年正月二十二日条を最後に、以後の事跡は不明。

4 継母と異母兄弟

廊御方 栄仁親王室。椎野寺主の生母(次項参照)。女房名ははじめ「近衛局(陽明局)」。

従来、日野西資国女とされてきたが⁽¹⁶⁾、これは光範門院日野西資子（後小松上皇室）の妹である仙洞の廊御方との混同によるものであり、誤謬である。

仙洞廊御方は、はじめ北山院（足利義満室日野康子）に仕えていたが、その死去にともない応永二十七年正月に仙洞に祇候し（『日記』同月二十四日条、永享五年十月、後小松上皇崩御に際して落飾している（『日記』同月二十七日条）。これらを見れば、伏見宮家廊御方と別人であることは明らかである。

さて、伏見宮家の廊御方であるが、その出自はいまのところ判然としない。応永二十三年、栄仁親王薨去に際し、対御方（のち東御方）と共に落飾した（『日記』同年十一月二十日条）。その後も伏見宮御所に仕え、同二十六年正月十日の伏見宮家女中改名の折、「近衛局」から「廊御方」に改められた（『日記』同日条）。同三十二年、脚氣を理由に伏見宮家を退出、伏見荘山田の香雲庵に移った（『日記』同年閏六月二日条）。その際、伏見宮家の「宮中家務」を庭田幸子に託した（同前）。

廊御方が晩年を香雲庵で過ごしたのは、香雲庵「故坊主」との約束によるものであった（同前）。両者の関係については、四条隆直女の香雲庵入室の仲介（『日記』応永二十六年三月二十六日条）や、香雲庵主没後の差配（『日記』同三十一年二月十六日条）を行っているほか、武家近習桃井某女の入室（『日記』同年八月四日条）や、また廊御方局女（もと四条隆持室）の同庵移住（『日記』同年四月二十九日条）にかかわるなど、深いつながりをうかがわせる事例が少なくない。廊御方の所領であった播磨国衙領別納の市余田と近江国塩津荘（『日記』応永三十二年十月五日条）に関する支証も、没後は香雲庵に預けられていたようである（『日記』嘉吉三年三月二十六日条）。

廊御方の生没年は不明だが、永享元年の『崇光院三十三回聖己御仏事記』⁽¹⁷⁾

十二月二日条に「故廊御方跡香雲庵」とあり、それ以前に没したことがわかる。

椎野殿 栄仁親王王子、貞成親王異母兄弟。浄金剛院（通称椎野寺）方丈。法名や生年等是不詳。『日記』では、「椎野」「椎野殿」と呼ばれる。たびたび伏見宮御所に逗留し、貞成親王をして「寺家被打捨之条如何々々、」（『日記』応永二十七年二月十六日条）と言わしめている。応永三十年九月十二日、痢病により同院にて入滅（『日記』同月十三日条）。この前後の行動より、母は廊御方と考えられる。

生前、柳原宮の子を弟子にとることを望んだ（『日記』応永三十年八月二十二日条）が、同院に所縁を持つ正親町三条家の公雅がこれに難色を示し（『日記』同年九月十三日条）、結局公雅の子が入室することとなった（『日記』同月二十日条）。ところが、寺僧から寺院の荒廢を理由に念仏宗から禅宗への改宗の訴えがあり、室町殿足利義持の許可も出たため、三条家からの入室は沙汰止みとなり、伏見宮家出身の禅僧が入ることとなった（『日記』同年十月十七・十八日条）。しかし、しばらく無主のまま放置され、その間寺主に代わって寺務を行っていた理観が殺害される（『日記』応永三十一年十二月八日条）など、寺中の混乱を招いた。応永三十二年七月十四日、後小松院上皇の計らいにより、石清水八幡宮の近くにある浄金剛院の末寺在恩寺（財園院）の坊主が入院した（『日記』同月十七日条）。

三条実継女 栄仁親王室。正親町三条実継女（『日記』応永二十八年四月二十三日条）。はじめ「対御方」、のち「東御方」。惠舜らの生母（『日記』応永二十四年六月二十日条）。惠舜含め、所生の王子数名は皆僧籍に入っていたが、いずれも応永二十四年以前に早世している（同前）。

応永二十三年の栄仁親王薨去に際し、近衛局（のち廊御方）とともに落飾

〔『日記』同年十一月二十日条〕。その後も伏見宮御所に仕え、同二十六年正月十日、「対御方」より「東御方」へ改称〔『日記』同日条〕。貞成親王王女性恵を寵愛し、そのさまは「如養母」くであったという〔『日記』応永三十二年閏六月二十二日条〕。性恵の三時知恩寺入室の際には、衣服を揃えるなどしている〔『日記』応永三十一年四月十七日条〕。

その後、將軍足利義教やその室正親町三条尹子と良好な関係を築き〔『日記』永享五年正月二十九日条など〕、たびたび室町殿にも祇候した。その背景には、義教に寵用された実家の正親町三条家の存在もあろう。息惠舜を正親町三条公雅の養君とする〔『日記』応永二十四年六月二十六日条〕など、実家との関係を保っている。

ところが、永享九年二月九日、ささいなことで義教の逆鱗に触れ、伏見に下った〔『日記』同日条〕。伏見宮御所への祇候は許されたが〔『日記』同月十日条〕、蟄居同然の状態であった〔『日記』永享十年五月二十七日条〕。嘉吉元年五月二十七日、七九歳で死去〔『日記』同月二十八日条〕。蔵光庵に葬られた（同前）。享年より貞治二年の生まれと判明する。

惠舜 栄仁親王王子。母は三条実継女〔『日記』応永二十四年六月二十日条〕。貞成親王異母弟。

はじめ正親町三条公雅の養君となり（同前）、のち僧となる。母三条実継女の年齢からすると、永徳～明徳年間頃の生まれとなるうか。応永二十三年夏頃より脚氣を患い、保養のため山崎超願寺に寄住。しかし、同寺管領の異母兄弟用健周乾が「同宿無心」のため、同年十一月、伏見宝蔵院に移る。これには、宝蔵院内の確執を抑える意図もあった（以上『日記』同月六日条）。翌二十四年六月二十日、同院にて没〔『日記』同日条〕。

三条実音女 栄仁親王室。三条実音女〔『日記』応永二十七年八月十五日条〕。用建周乾の生母。「廊御方」、のち「宝珠庵」。応永二十三年以前に伏見宮御所を退き、長く梅津の陽湯院に住していたが、同二十七年二月、息周乾の仲介で伏見荘内の蒼玉庵に移った〔『日記』同月十六日条〕。この時七一歳であり、観応元年生まれと判明する。これ以後「宝珠庵」と呼ばれた〔『日記』応永二十七年八月十五日条〕。没年不詳。永享元年十二月の『崇光院三十三回聖忌御仏事記』には見られないため、これ以前に没したか。

永和三年六月作成の祇園社文書目録²⁰のうち、康暦二年（一三八〇）三月記のものに、「伏見殿并^{（後田融天皇）}当今方御祈条々所見^{（三条実音女大納言家）}御女御産事有之^{（御女御産事有之）}」²⁰「伏見殿并当御代御祈所見条々^{（三条実音女御産御祈事、但御ム）}スメ也^{（其上当今御不快子細有之）}」とあり、実音女二人が禁裏・伏見宮家に仕えていたことがわかる（『後愚昧記』永和二年八月三・二十六日条参照）。

用健周乾 栄仁親王王子、貞成親王異母弟。母は三条実音女〔『日記』応永二十七年二月十六日条〕。『日記』では「用健」「周乾蔵主」「乾蔵主」「乾首座」と呼ばれる。伏見莊満枝名〔『日記』永享四年九月六日条〕のほか、山崎超願寺（後崇光院御文類）貞成親王書状案、『日記』応永二十三年十一月六日条）や山国御庵を管領した〔『日記』応永三十一年九月二十一日条〕。

周乾は応永二十九年まで、超願寺、天竜寺後堂寮、伏見指月庵と居所を転々としている〔『日記』応永二十三年十一月六日・同二十五年正月八日・六月十五日・同二十八年二月二十三日・三月十四日条〕。この間の応永二十六年には、足利義持に蔵光庵住持職を望んだが、これは実現していない〔『日記』同年十月二十一日条〕。

そして、応永二十九年、栄仁親王の菩提所として大光明寺に大通院が新造

されると、その開基となった（『日記』同年六月十三日・永享三年二月二十九日条）。永享三年二月二十九日、病により大通院を退き、翌三月一日円寂（『日記』各同日条）。享年五六歳とあり、永和二年生まれとわかる。

松崖洪蔭 栄仁親王王子、貞成親王異母兄弟。生年不詳。天竜寺侍者、のち蔵主。『叢刊』略系図では、母を廊御方としたが、未詳であり訂正しなければならぬ。

天竜寺僧であるが、年来「天竜寺厭却離寺之所存」を宿しており（『日記』応永三十年五月七日条）、応永二十九年から翌三十年に、天竜寺と伏見の指月庵、退蔵庵、禅照庵、大光明寺の間を転々とし（『日記』二十九年三月二十・二十六日・七月十二日・八月二十五日・十二月二十四日・三十年五月十日・十一月四日条ほか）、三十一年十一月、ついに近江の某寺に隠居した（『日記』同月二日条）。「依窮困」（同前）とあるので、「厭却離寺之所存」は経済的な問題であったか。

その後、永享元年十二月までに、浄金剛院の院主となったことが確認できる（『崇光院三十三回聖恩御仏事記』）。終見は『蔭涼軒日録』寛正五年八月六日条の「松崖西堂」であり、以後の事跡は不明。

伏見宮家領のうち、伏見僧坊田一期分（『日記』応永二十四年八月七日条）・美作国田殿荘（『日記』同二十六年十一月二十四日条）・播磨国衙領別納明石津別符（『日記』嘉吉元年六月九日条）等を領した。

二 伏見宮家の近臣とその一族

1 田向経兼とその妻子

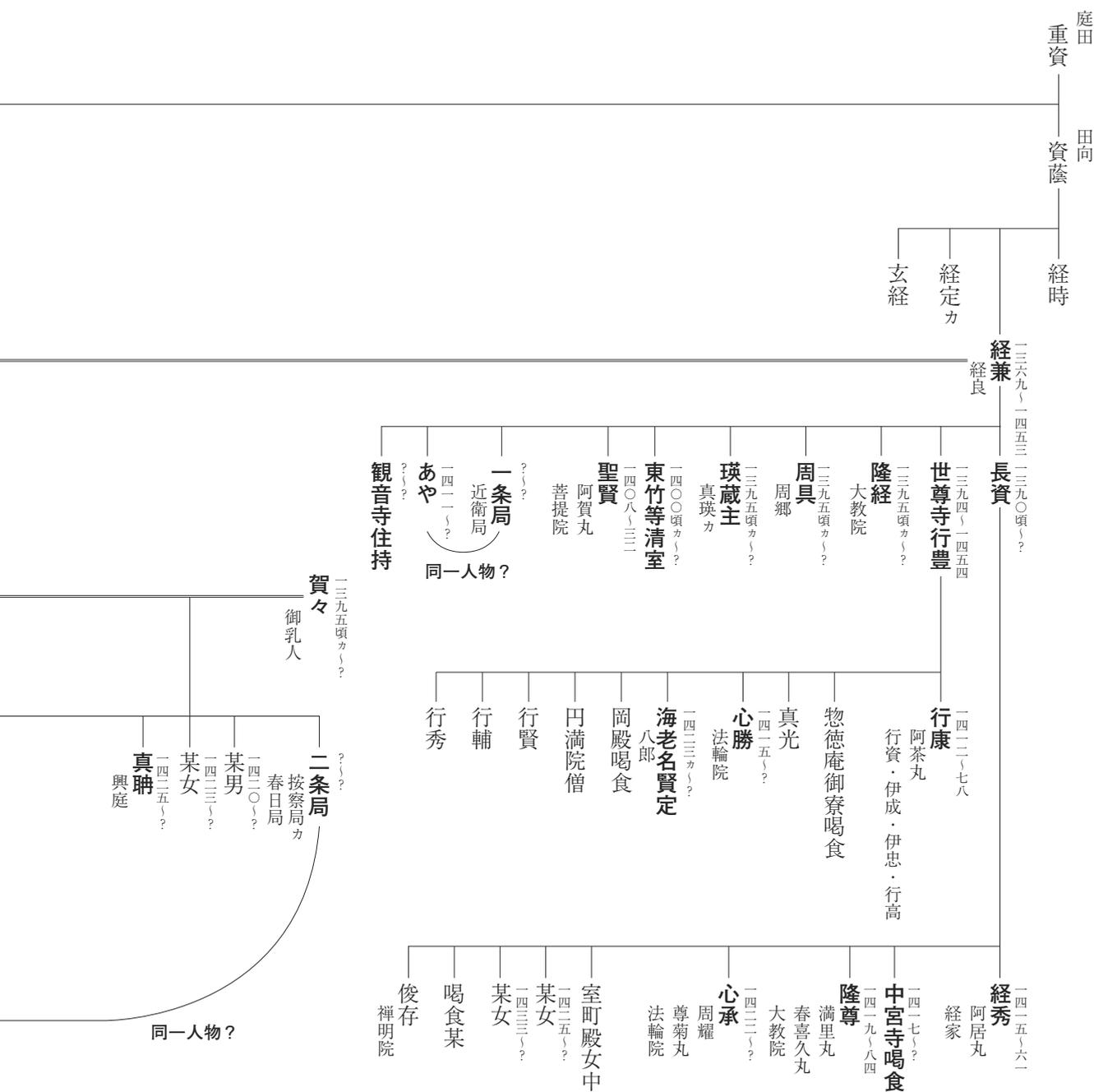
田向経兼 初名経良。父は田向資蔭。応永十八年十二月、右中将より従三位非参議。同二十八年七月、参議。翌二十九年正月、正三位、三月に参議を辞す。永享二年、従二位（以上「公卿補任」）。それにもない『日記』では、参議任官以前は「三位」「三品」「綾小路三位」、任官後に「宰相」「源宰相」「綾小路宰相」、辞任後は「前宰相」「綾小路前宰相」と呼ばれており、同時に「源宰相」「綾小路前宰相」等と呼ばれた綾小路信俊との混同が注意されている。⁽²²⁾

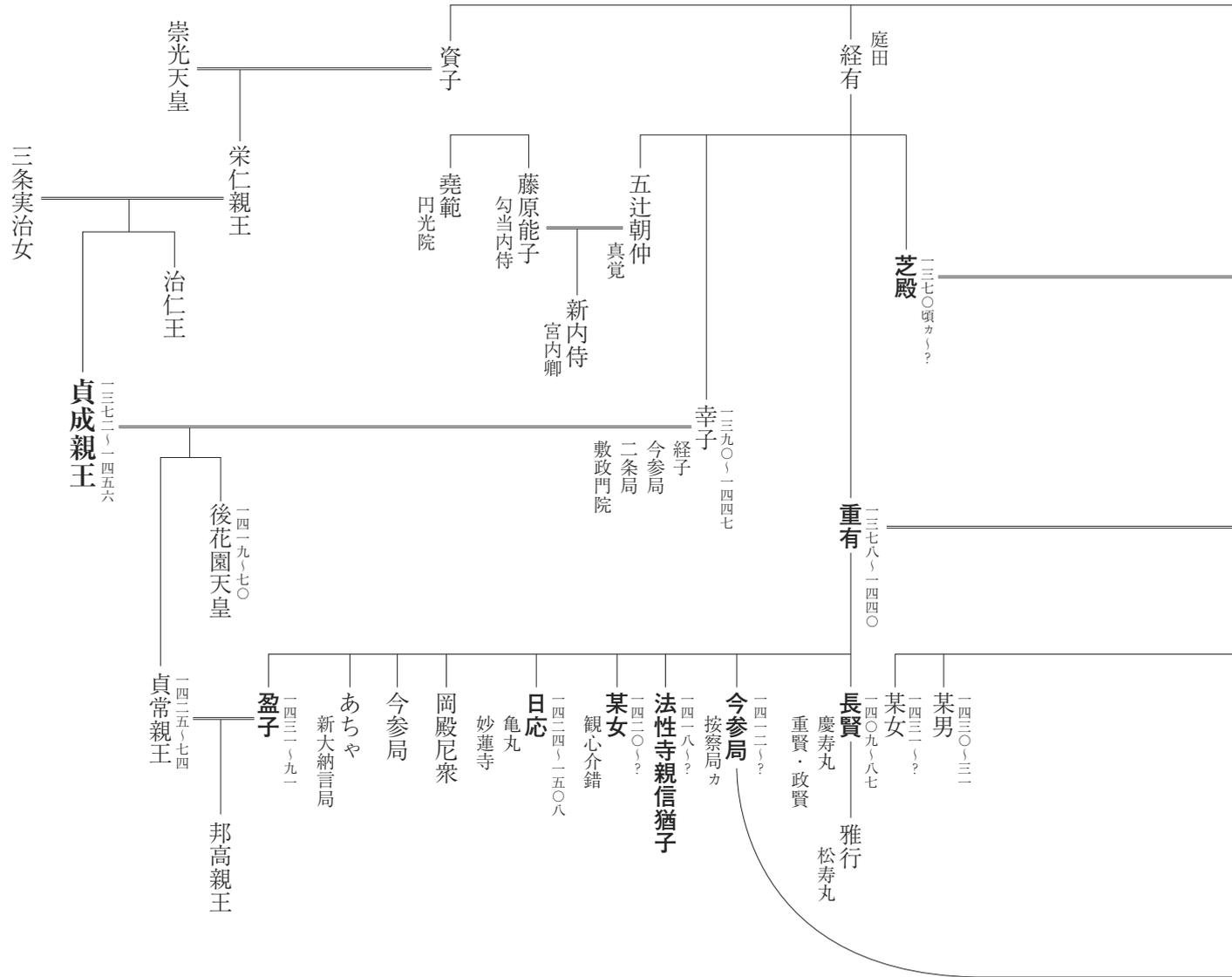
田向家は『椿葉記』にも近習の筆頭として挙げられる一族であり、日常的な交流のほか、経兼は貞成親王元服の奉行（『栄仁親王琵琶秘曲御伝業並貞成親王御元服記』）や伏見荘奉行（『日記』応永二十三年六月十六日条ほか）をつとめ、また度々伏見宮家の使者として京都との調整にあたるなど、伏見宮家政に大きな影響力を有した。

伏見では芝俊阿亭に寄宿していたが、応永二十三年十月、栄仁親王より宝殿院敷地の一部（庭田亭東面）を与えられ、屋敷を建てた（『日記』応永二十四年十一月十三日条）。これらの屋敷地や所領をめぐっては度々同族の綾小路信俊や庭田重有と争っている（『日記』応永三十一年十月十三日条ほか）。永享二年七月、將軍足利義教の右大将拝賀に供奉しなかったことで、その不興を買い、翌月には中納言昇進が取り消された（『日記』同年八月十五日条）。十月、義教の「義」との音通を憚り、経良を経兼と改名（『日記』同月二十五日条）。十二月、義教の伏見宮御所訪問の際には、義教に配慮して経兼・長資・近衛局（一条局）の父子三人の祇候が差し控えられた（『日記』同月十九日条）。同月末、伏見荘奉行職を辞任（『日記』同月二十八日条）。

その後も義教を避け、貞成親王の京都移徙に際して家領山城国大野荘に隠

図3 田向・庭田家略系図（『尊卑分脈』をもとに作成、ゴシックは二章で立項した人物、二重線は婚姻関係、漢数字は生没年）





遁（『日記』永享七年八月十・十六日条）。しかし、永享八年三月にはその大野莊をも幕府に収公される（『日記』同月十七日条）など不遇をかこち、同年四月二十六日、法安寺において出家。息隆経のいる仁和寺大教院に隠居した（『日記』同月二十九日条）。

義教の死後は再び貞成親王に近仕し、享徳二年（一四五三）五月十二日没（『師郷記』『康富記』同日条ほか）。享年八五歳。贈大納言。応安二年生まれ。

なお、経兼の兄弟には、経時（『尊卑分脈』・妹玄経（『日記』応永二十三年十一月六日条）のほか、「後崇光院御文類」役送条々に弟として「つねざた」が確認される。即成院喝食梵祐の父として見える「侍従経定」（『日記』応永二十六年十月十四日条）が、これにあたるうか。

芝殿 田向経兼室（『日記』応永二十三年二月十七日条ほか）。その通称より伏見莊地下芝氏の一族とされてきたが、次の史料によって出自が判明する。

『康富記』享徳二年九月二十七日条

綾小路中将経家朝臣有来臨、令語給云、祖父二位入道前参議贈重相事、（中略）彼経兼卿ハ故敷政門院之御姉躰也、前中納言長資卿、女院之御甥、（後花園天皇）当今之従母兄弟也、而贈官面目至哉、去五月十二日円寂也、

これによれば、田向経兼は貞成親王室敷政門院幸子の姉躰であり、経兼の嫡子長資は幸子の甥にあたるという。経兼室・長資母は幸子の姉、すなわち庭田経有の娘であったのである。

これをふまえて芝殿の活動を見てみると、応永三十一年五月の庭田経有の仏事は、庭田家では蔵光庵にて幸子が、田向家では芝殿が執行しており、「明堯禪門子孫有廿五六人、曾孫までは可有四十余人云々、繁昌珍重也、」（『日記』同月十四日条）といわれている。また、絶交していた田向経兼と庭

田重有の和解の際には、「二条殿・芝殿籌策、中二入、両方教訓、」（『日記』同年十月十三日条）とあり、幸子とともに芝殿が田向・庭田両家の仲介を果たしている。こうした活動から、芝殿が庭田・田向両家の縁者であったこと想像に難くなく、芝殿こそ前掲『康富記』の幸子の姉・経有の娘と見て間違いないであろう。⁽²⁵⁾「芝殿」の呼称も、「在所名」＋「殿」は貴人の呼称にふさわしく、田向経兼一家が伏見莊芝の芝俊阿亭に寄宿していた（『日記』応永二十四年三月十一日条ほか）ことに由来すると考えられる。

嫡子長資の生年（明徳年間頃）などから、応安年間頃の生まれと推測される。

大教院隆経 仁和寺大教院の僧、「大納言律師」。田向経兼息。応永二十三年、伝法灌頂を受けている（以上『日記』同年九月二十日条）。この時代の仁和寺における伝法灌頂が二〇歳前後で行われていた（『仁和寺諸院家記』等）ことからすると、応永初期の生まれとなるうか。応永二十五年四月以前に大教院隆覚の死去にともない、同院を相続（『日記』同月十三日条）。宝徳元年（一四四九）「同四年に東寺長者（『東寺長者補任』）。

周具 天竜寺の僧。田向経兼息（『日記』応永二十三年九月二十四日条）。初名周郷。応永二十七年七月二十四日、万寿寺掛堂焼香侍者に請われ、改名（『日記』同日条）。応永二十年代前半にはすでに侍者となっており（『日記』応永二十三年十一月二十五日条）、成人していたと考えられるので、生年は遅くとも応永五年前後であろう。嘉吉年間まで貞成親王に近仕していたことが確認される（『日記』嘉吉三年九月六日条ほか）。

瑛藏主 田向経兼息（『日記』応永二十三年十一月二十四日条）。周具と同じく応永二十三年にはすでに侍者として見え（同前）、生年は遅くとも応永初

期頃と考えられる。応永三十一年正月十四日、藏主寮に移住し（『日記』同
日条）、瑛藏主と呼ばれる。永享四年十一月、相国寺の喝食掛搭に吹拳され
ている（『日記』同月十六日条）。『日記』終見は同十年五月十日条。近臣一
族を列記した『日記』応永三十一年九月十三日条や『崇光院三十三回聖忌御
仏事記』に見える「真瑛」がそのひとか。

東竹等清室 田向経兼女。応永二十三年十一月、石清水八幡宮御師東竹等清
に入嫁した（『日記』同月三日条）。これにより応永五十年頃の生まれかと
推測される。等清の嫡子陽清は、田向経兼の孫で、経兼女一条局の甥とされ
ている（『日記』永享七年四月十三日・同八年四月二十一日条）ので、陽清
が同女の所生であったことがわかる。経兼室芝殿が経兼隠居後、石清水八幡
宮近くに別居した（『日記』永享八年七月二十五日条）のも、同女との関係
によるものであろうか。

聖賢 醍醐寺菩提院の僧。田向経兼息。幼名阿賀丸。応永二十六年四月十四
日、菩提院の尊性房（二条冬実息）に請われて一二歳で同院に入室し、喝食
となった（以上『日記』同日条）。応永十五年生まれとわかる。永享四年四
月四日、円寂（『日記』同日条）。

一条局 伏見宮家の女官。田向経兼女。はじめ近衛局。「近衛」の初出は永
享元年九月二十一日条で、それ以前については所見がない。

想起されるのは、応永年間に現れる田向経兼女あや（次項）との関連であ
る。あやは応永末年、崇賢門院（広橋仲子、後光厳上皇室）に祇候し、応永
三十二年八月十四日条まで『日記』に散見される。あやが、同三十四年五月
の崇賢門院の没後、「近衛局」として伏見宮御所に祇候したとも考えられる
が、推測の域を出ない。

永享二年十二月、足利義教伏見渡御の際には、父経兼失脚により父・兄長
資とともに同道が止められている（『日記』永享二年十二月十九日条）が、
その後も伏見宮御所への祇候を続け、嘉吉三年正月二日、女中改名により
「一条（局）」と呼ばれた（『日記』同日条）。伏見殿御領目録案によれば、尾
張熱田社領のうち「女中御訪」として近衛局に一〇〇〇疋が配分されており、
宝徳三年には加えて若狭国松永荘五〇〇疋（父経兼取分）を、一期分として
安堵されている（『後崇光院御文類』貞成親王安堵状案）。没年は不詳。

あや 崇賢門院女房。田向経兼女（『日記』応永二十九年正月十八日条）。
『日記』応永二十九年六月二十日条には「前宰相息女^{（田向経兼）}、崇賢門院二参、仙洞
^{（土岐宮内少輔女）}小兵衛督仲媒云々、女院可被召置云々」とあるが、同年十月二十六日条に
は「あや自去年崇賢門院祇候、」とあり、出仕年に齟齬がある。別人をさす
か、あるいは記主貞成親王の記憶違いによるものか。なお、前者は年齢より
応永十八年生まれとなる。

飯岡観音寺住持 山城国飯岡観音寺住持。田向経兼息（『建内記』永享元年
七月四日条）。『日記』上では詳らかでないが、永享年間に貞成親王へ度々進
物をしている山城観音寺の坊主（『日記』永享九年三月十一日条ほか）が、
これにあたろうか。

2 田向長資とその妻子

田向長資 田向経兼の嫡子。母は前述のとおり庭田経有女芝殿と考えられる。
応永二十二年六月、右近衛権中将。同二十三年正月、従四位上。同二十八年
正月、正四位下。永享五年七月、従三位。嘉吉二年正月、正三位。同三年三
月、参議。文安三年三月、権中納言。翌四年正月、従二位。同六年三月、権

中納言を辞す（以上『公卿補任』）。父経兼の官歴と比較して、明德年間の生まれと推測される。

伏見宮家の女兒の深曾木・髪置の役は長資がつとめるのが佳例とされ、智久・めここ・理延・ちよちよ・雲岳聖朝のほか、後花園天皇皇女観心の際もこれをつとめている（『日記』 応永二十六年十二月二十七日・同三十年十二月二十六日・同三十二年十二月二十九日・永享三年十二月十八日・同七年十一月十五・二十二日条）。また、貞成親王第四王女を養君としていたが、永享二年八月十日夭逝（『日記』 同日条）。

永享二年、父経兼が足利義教の勘気に触れて失脚すると、長資も姉妹の近衛局（一条局）とともに祇候を留められた（『日記』 同年十二月十九日条）。

ただし、同五年七月の上階は、貞成親王の口入により実現している（『日記』 同月十二日条）。永享八年四月に父経兼が出家した後も、長資は伏見に住し（『日記』 同月二十九日条）、翌九年十二月には山城国大野荘を返付された（『日記』 同月十五日条）。義教没後、再び貞成親王に近仕し、康正二年九月、貞成親王薨去により出家した（『尊卑分脈』）。以後は未詳。

田向長資室 長資朝臣妻 「田向女性」（『日記』 永享五年二月三十日条ほか）が度々見えるが、出自等は不明。中宮寺喝食・大教院隆尊・法輪院心承・永享五年生まれの女子がその所生と確認される（後述）。出産年より生年は応永五年頃かと推測される。

田向経家 田向長資の嫡男。幼名を阿居丸・阿古丸といい、永享二年十一月七日に一六歳で元服（『日記』 同日条）。応永二十二年生まれとわかる。祖父・父と同じく伏見宮家に仕えた。宝徳三年から享徳二年の間（『康富記』 宝徳三年十月十三日・享徳二年五月十二日条）に、初名経秀より改名。康正

二年、公卿に昇り、寛正二年六月没（『公卿補任』）。

中宮寺喝食 田向長資女。母は前掲の長資室。応永三十年十二月二日、七歳で奈良中宮寺に入室（『日記』 同月一日条）。中宮寺長老は二条冬実（玉櫛禪門）の娘であり、この入室はその「所縁」によるという（同前）。年齢からして、応永二十四年十二月五日誕生、同二十五年九月二十八日に御膳始、同二十六年十二月二十日、三歳で魚味始を行った（『日記』 各同日条）のが、それであろう。

大教院隆尊 仁和寺大教院の僧。田向長資息。母は前掲長資室。応永二十六年六月十五日生まれ。応永二十八年十二月二日、三歳で魚味始（『日記』 各同日条）。応永末年、永享初年に仁和寺大教院に入ったものと考えられる。当初は満里丸と名乗っており、永享七年に一七歳とあり（『日記』 同年正月十四日条ほか）、右の生年・年齢に一致する。同年正月二十二日に春喜久丸と名を改め、同年四月二十六日頃に出家して法名を隆尊とした（『日記』 各同日条）。文明十六年二月三日、円寂（『塵芥記』 同日条）。

法輪院心承 青蓮院の院家法輪院の僧。田向長資息。応永二十九年十月十一日生まれ（『日記』 同日条）。永享三年十月十六日、一〇歳で大光明寺長老雲峯梵興の弟子として同寺に入室し、喝食となり名を周耀とした（『日記』 同日条）。その後いったん還俗して尊菊丸と名乗ったが、法輪院心勝（世尊寺行豊の子）の弟子となり（『日記』 永享七年十二月七日条）、同八年四月、法輪院にて再び出家して（『日記』 同月一日条）、心承と称した（『日記』 嘉吉三年五月二十六日条）。「真乗」とも表記される（『日記』 永享十年正月十一日条ほか）。

その他の田向長資子女 右のほか、田向長資の子として二男三女が確認され

る。永享五年に室町殿女中に候じていた女子（『日記』同年正月二十六日条）。永享七年に一一歳で貞常王のもとに宮仕えを願ひ出たが、年少のため帰された女子（『日記』同年十一月六日条）。永享五年四月八日生まれの女子（『日記』同日条）。喝食某（『日記』嘉吉三年正月八日条）。禅明院俊存（『尊卑分脈』）。いずれも不詳とせざるを得ない。

3 世尊寺行豊とその妻子

世尊寺行豊 田向経兼の实子（『康富記』康正元年閏四月十五日条）で、世尊寺行俊の養子となる。嘉吉二年正月、非参議従三位。文安三年、侍従。同五年正月、参議。翌六年三月、正三位となり、参議を辞す。宝徳二年頃、侍従を辞す。享徳元年八月、従二位（以上『公卿補任』）。能書家としての活動は、『日記』の随所からもうかがえる。

もとは洛中に住んでいたようだが、応永二十九年十一月十五日、経済的な理由により妻子とともに伏見荘へ移住、田向家青侍某広時の宿所に借住まいした（『日記』同日条）。翌三十年十一月、帰京する（『日記』同月二十八日条）も、永享六年七月、再び妻子とともに伏見の惣得庵塔頭に借住まいした（『日記』同月四日・同七年七月二十八日条）。同七年七月、同所取り壊しにつき、他所へ移った（同前）。貞成親王の京都移徙後には、同じく洛中に住んだかと思われる。享徳三年四月二十八日、美作国にて没（『師郷記』享徳三年五月五日条）。享年六一歳。応永元年生まれとなる。

世尊寺行豊前室・後室 前室は応永二十六年九月十四日没（『日記』同日条）。出自等は不明。後室は高階俊経女で、応永二十七年九月の俊経失脚にともない離別（『日記』同月十四日条）。行豊と移住をとにした妻は不詳。

世尊寺行康 世尊寺行豊の嫡男。幼名阿茶丸。応永三十年九月九日、貞成王のもとに初参（『日記』同日条）。初名行資。永享十年四月に伊成と改名したが、先祖の名に同じ（伊房と音通か）として翌日行資に戻している（『日記』同月二日条）。しかし、嘉吉元年までにやはり伊成としたようで、文安四年頃に伊忠、その後、行高、行康と改名。侍従、参議、出雲権守を歴任し、正三位に昇る（『公卿補任』）。文明十年正月十日没（『親長卿記』・『実隆公記』同日条）。『公卿補任』によれば享年六七歳とあり、応永十九年生まれとなる。室は中原師郷女（『日記』嘉吉三年四月二十九日条）。

法輪院心勝 青蓮院の院家法輪院の僧。世尊寺行豊息。『日記』永享七年三月九日条には「童体之時参、法体以後初参、」とあるが、永享四年七月六日条にはすでに律師として見えるため、遅くとも永享初年には成人していたと考えられる。とすると、応永二十年代前半の生まれとなるか。永享十年、長講堂供僧職に任じられる（『日記』同年八月二十二日条）。山門訴訟のため一時法輪院を退いていたが、嘉吉三年六月に還住（『日記』同年五月二十六・二十七日条）。『日記』では「真照」とも記される（永享七年三月九日条）。
海老名賢定 世尊寺行豊息。海老名家の猶子となり（『日記』永享七年九月二十六日条）、永享九年冬に元服、仮名を八郎、諱を賢定と称した（『日記』同十年正月六日条）。生年は応永三十年頃と推測されるが、行豊には応永三十年三月二日生まれの子がおり（『日記』同日条、十一月三日条に食初記事）、おそらくこれが賢定であろう。猶子先の海老名家は室町幕府奉公衆の海老名氏と推測され、『文安年中御番帳』記載の四番衆「海老名八郎」が賢定そのひとではないだろうか。

その他の世尊寺行豊子女 そのほか、惣得庵御寮喝食（『日記』応永二十六

年十二月二十七日条)、真光喝食(『日記』 応永三十年正月十三日・二月九日条)、岡殿喝食(『日記』 永享八年二月六日条)、円満院喝食(『日記』 永享九年二月二十八日条)、行賢(『康富記』 嘉吉二年十月九日条)、「小童^{伊成}弟」(『日記』 嘉吉三年四月二十四日条)、行輔(『康富記』 文安四年五月七日条)、行秀(『康富記』 宝徳元年十二月月十一日条)が確認されるが、いずれも明らかでない。

4 庭田重有とその妻子

庭田重有 庭田経有の嫡男。貞成親王室幸子の兄。右中將を経て、応永三十年正月、非参議従三位。永享四年、参議。同七年正月、正三位。同十年三月、権中納言。同十二年六月、権大納言(以上『公卿補任』)。「公卿補任」の年齢にしたがえば、永和四年生まれとなる。

伏見宮家近臣として、貞成親王出家の際(『日記』 応永三十二年七月五日条)や、御所増築(『日記』 永享二年閏十一月十六日条)・新築(『日記』 永享七年八月十五日条)の奉行、移徙の伝奏(『日記』 同年十二月十九日条)等をつとめている。また、田向経兼失脚後には、かわって伏見莊奉行職につく(『日記』 永享三年二月二十三日条)など、近臣の中心的存在となっていた。貞成親王の京都移徙に際しては、御所東面高倉に移住(『日記』 永享八年六月二十四日・八月十一日条)。

永享十二年六月二十七日、病により権大納言に任じられ、同日出家(『公卿補任』)。翌七月二十日没(『公名公記』 同月二十四日条)。

庭田重有室 『日記』に「庭田女性」「家之室」「室嫁」「重賢老母」(『日記』 応永三十一年十月八日・永享七年三月二十日・五月九日条ほか)と見える人

物で、実名・出自等は不詳。嫡子重賢や日応らがその所生であり、嫡妻であったと考えられる。日応は文明十一年八月二十日、「母儀正忌」の仏事を修している(『晴富宿禰記』 同日条)。

賀々 伏見宮家の女官。重有の「愛妾」で応永三十年の時点で六・七人の子がいたという(『日記』 同年二月九日条)。出産年(徴証は応永二十七年・永享三年)から、応永初期の生まれと推測される。

彦仁王(後花園天皇)の乳母となり、「内裏御乳人」「御乳人」と呼ばれた。即位後も内裏への祇候を望んだが、後小松上皇の差配により「不断祇候」の願いは叶わず、「時々参」が許された(『日記』 永享二年十月十六日条)。亡母二十五回忌の折には、内裏・伏見宮御所双方に暇を申し出ている(『日記』 永享十年二月二十二日条)。なお、この仏事は伏見で行われたようで、亡母は伏見宮家か伏見莊の関係者と考えられる。

内裏より長講堂領の若狭国吉田三宅莊を拝領し(『日記』 永享六年三月六日条)、伏見宮家では「炭御油料所」の奉行をつとめた(伏見殿御領目録案)。没年不詳。

庭田長賢 庭田重有嫡男。幼名慶寿丸。応永二十六年正月五日、一一歳で叙爵の口宣を受け、名を重賢とした。同十六年生まれとわかる。同三十二年十二月九日、青侍の小川重氏とともに元服(『日記』 各同日条)。

永享七年五月二十七日、正五位下叙位(『日記』 同月二十八日条)。政賢と改名し、左中將を経て宝徳元年三月、正四位下参議。同二年三月、従三位、安芸権守を兼ねる。同三年三月、正三位。長賢と改名し、享徳二年三月、参議を辞し、十月、権中納言。康正二年三月、従二位に上り、権中納言を辞す。長祿二年(一四五七)、正二位(以上『公卿補任』)。文明十九年正月十八日

没、院号は蒼玉院（『尊卑分脈』）。

室は島田定直妹（『日記』永享三年十一月十九日・同六年十一月八日条）。子女に、嫡男雅行（幼名松寿丸）・僧承英・准三宮朝子（後土御門天皇室、後柏原天皇母）がいる（『尊卑分脈』）。

今参 庭田重有女。応永二十五年十二月二十六日、七歳で伏見宮家への出仕を果たし、「今参」と呼ばれた。同二十九年十二月十三日に齒黒付始（『日記』各同日条）。年齢より同十九年生まれとなる。その後については次項参照。なお、永享七年の今参（『日記』同年六月十三日条）は、年代の乖離から別人と考えられる。

二条局 庭田重有女。伏見宮家の女官。はじめ「春日局」といい、嘉吉三年正月二日の女中改名により「二条局」と呼ばれた（『日記』同日条）。『嘉楽門院信子御着帯御記』²⁶永享六年七月二十四日条に「伏見殿にしこうの春日殿庭田宰相むすめ、母たいりの御ちの人」とあることから、父が庭田重有、母が内裏御乳人（賀々）とわかる。

『日記』上の春日局の初見は永享元年九月二十一日条であり、それ以前は明らかでない。そこで想起されるのが、前項の今参と『椿葉記』に登場する「按察殿」である。今参は前述のとおりで、「按察殿」は彦仁王（後花園天皇）の入洛に供奉し、『椿葉記』に「女中按察殿・御乳人などまいる、^{庭田二条局女}と見える。出生は共通し、年齢・呼称の変遷にも齟齬がないため、いずれか、あるいはいずれもが二条局の前身と考えられるが、なお推測の域にとどまる。

伏見殿御領目録案によると、熱田社領のうち「女中御訪」として春日局に千疋が配分されている。そのほか、廊御方の知行地であった播磨国衙領別納市余田も、その後二条局の知行地となっている（『日記』嘉吉三年四月十三

日条）。没年不詳。

法性寺親信猶子 庭田重有息で、応永二十八年、四歳で法性寺親信の猶子となった（『日記』同年七月五日条）。同二十五年五月八日生まれで、同二十七年十二月二十四日に魚味始をした（『日記』各同日条）のが、これにあたる。永享二年以降、たびたび伏見を訪れている法性寺親豊（親信の子）との関連も考えられるが、詳らかでない。

某女 庭田重有女。永享六年十二月二十六日条に「春日妹、非同腹、」とあり、賀々（春日局（二条局）実母）の所生ではなかったことがわかる。とすると、前掲の重有嫡妻の所生か。

永享六年五月の時点（一五歳）では、真乗寺の理延のもとに祇候していた（『日記』同月四日条）が、同年十二月二十六日、伏見宮御所で養育されていた後花園天皇皇女観心の介添えとなった（『日記』同日条）。応永二十七年三月十九日生まれの子（『日記』同日条）がこれにあたる。

日応 庭田重有息。幼名亀丸。永享三年八月九日、島田定直の籌策により、八歳で「法華堂」へ入室し（『日記』同日条）、同九年十月、得度（『日記』同月十一・十六日条）。応永三十一年十月八日生まれの重賢の同母弟（『日記』同日条）がそれであろう。

この亀丸の「法華堂」は、『日記』永享七年八月十二日条にあるように妙蓮寺を指す。そして、永享十年八月一日条にある「妙蓮寺日応」は、『尊卑分脈』にある重有の子「日応^{僧正 妙蓮寺}」に他ならない。亀丸改め日応は、日慶に迎えられる妙蓮寺中興の開山となった（『妙蓮寺記』）。玉蓮院と号し、文明十三年以前に権僧正に任じられ（『宣胤卿記』同年三月二十六日条、『実隆公記』同十五年九月十二日条）、永正五年（一五〇八）九月二十二日、示寂

〔実隆公記〕同日条)。享年八五歳。なお、『妙蓮寺記』には、栄仁親王の猶子であったとあるが、両者の生没年からしてこれは誤りであろう。

真聯 庭田重有息。永享四年九月十四日、八歳で東福寺雲章一慶の弟子として喝食となり、興庭と名乗った(『日記』同日・同月十六日条)。応永三十二年三月十六日生まれの子(母は賀々、『日記』同日条)がそれだろう。永享九年八月十九日、雲章一慶の失脚にからみ、雲頂院主の弟子として受衣して、同院に移った。このとき、名を真聯とした(以上『日記』同日条)。

庭田盈子 庭田重有女、貞常親王室、邦高親王等母(『師郷記』康正二年二月二日条ほか)。「大納言局」「一対」「南御方」と呼ばれた(同前、『親長卿記』文明十年三月二十九日条、『御湯殿上日記』同十一年九月六日条)。文明六年七月、夫貞常親王の薨去にともない、三位に叙せられ(『親長卿記』同月六日条)、延徳三年十二月四日没、贈二位(『蔭涼軒日録』『実隆公記』同日条、『御湯殿上日記』同月五日条)。院号禅照院。享年は六〇歳とも六一歳ともされ(同前)、生年は永享三・四年となる。

その他の庭田重有子女 賀々の所生に、応永二十七年四月十八日生まれの男子(『日記』同日条)、応永三十年二月九日生まれの女子(『日記』同日条)、永享二年生まれの男子(同三年十一月十日没、『日記』同日条)、永享三年九月二十五日生まれの女子(『日記』同日条)、所生不明に「岡殿尼衆」(永享四年九月十日条)、今参(『日記』永享七年六月十三日条)、あちゃ(のち新大納言局、『日記』永享八年五月二日・嘉吉三年正月二日条ほか)がある。いずれが同一人物の可能性も考えられるが、今はここに記すにとどめる。

おわりに

以上、『看聞日記』頻出の人物について、同時代史料を見通して、各人の事跡を追った。その結果、伏見宮家と特定の近臣家との強いつながりを改めて確認するとともに、諸階層に広がる室町期伏見宮家周辺の人的ネットワークの一端を明らかにすることができた。また、典拠を明確にすることで、通説における再考すべき点を検出できたことも、一つの成果であるといえよう。最後にいま一度、正親町三条家と田向・庭田家の宮家周辺における位置付けと族的展開を述べておきたい。

正親町三条家は、三条宗家(転法輪三条家)の庶流だが、正親町三条公秀の女秀子(陽祿門院)が光厳天皇後宮として崇光・後光厳両天皇を生んだことから、持明院統(北朝)の外戚として重視された。栄仁親王の仕女にこの一族が多くいるのは、この祖母秀子の存在があったためと考えられる。東御方・宝珠庵も同家出身であり、貞成親王の母もその傍流九条家の出身であった。

しかし、この正親町三条家と持明院統とのつながりは、崇光院流・伏見宮家ではなく、主に後光厳院流に継承されることとなった。実継は後光厳天皇皇子覚観親王を養君としており(『愚管記』応安六年十一月二十四日条)、実音の娘は後円融天皇の上臈となっている(『後愚昧記』永和二年八月三日条)。一方の崇光院流では、つながりが栄仁親王の代にとどまり、治仁王・貞成親王以降に継承されることはなかったようで、同家は伏見宮家に近仕せず在京し、外戚でありながら『日記』では「外様」(応永三十年八月一日条ほか)

とされている。ただし、公綱が貞常親王家勅別当となっており（『公卿補任』）、何らかのかたちで関係は持続していたようである。

対して、外戚として崇光院流とのつながりを保ったのが、宇多源氏の田向・庭田家である。庭田重資の女資子が崇光天皇の室として栄仁親王を生んで以降、庭田家は庶流ながら、経有の女幸子、重有の女盈子、長賢の女朝子、伏見宮家・崇光院流皇統に嫁し、代々外戚の地位を保っている。一方、宗家の田向家も、経兼が伏見荘奉行となるなど宮家家政に大きな影響力を有し、『椿葉記』では近習の筆頭にあげられている。正親町三条家との関係が、貞成親王の時代からややさかのぼるものであるに對して、田向・庭田家との関係は、まさしく『看聞日記』の時代に特に重視され、その後継承されたものであった。さらに、両家の血縁は世尊寺家や法性寺家などの他家、さらには武家や権門寺社、地方寺社にも及び、人的ネットワークの広い裾野をうかがわせる。

以上のような姻戚の正親町三条家や田向・庭田家などとの関係を介して、伏見宮家は直接あるいは間接的に、内裏・仙洞・室町殿はもとより公武・寺社、その他諸階層につながっていた。こうした一宮家をとリまく政治的、文化的、社会的環境は、室町期公武社会の一断面を示すものと評価されよう。

なお、今出川・勤修寺・四条・五辻・島田の各近臣家、および伏見荘官・侍層の小川・三木氏などについては、本稿では分析対象とし得なかった。後考を期したい。

注

(1) 村田正志「伏見宮栄仁親王の二皇子に関する史実―山川智広博士に答へて―」（『村田正志著作集二 続南北朝史論』（思文閣出版、一九八三年、初出一九

五三年）。横井清「室町時代の一皇族の生涯―『看聞日記』の世界―」（講談社学術文庫、二〇〇二年、初出一九七九年）、位藤邦生「『看聞日記』の人々（登場人物考証の試み）」（『伏見宮貞成の文学』清文堂、一九九一年、初出一九八〇年）、市野千鶴子「伏見御所周辺の生活文化―看聞日記にみる―」（『書陵部紀要』三三、一九八一年）、小川剛生「伏見殿をめぐる人々―『看聞日記』の人名考証―」（代表森正人『伏見宮文化圏の研究―学芸の享受と創造の場として―』平成十一年度科学研究費補助金〔基盤研究C〕研究成果報告書、二〇〇〇年）、広島中世文芸研究会「『看聞日記』人名索引稿―応永二十四年初出の部―」（広島平安文学研究会『古代中世国文学』六、一九九五年）。

(2) 公家関連では、村井章介「綾小路信俊の亡霊をみた―『看聞日記』人名表記法寸考―」（『中世史料との対話』吉川弘文館、二〇一四年、初出二〇〇三・二〇一二年）、池和田有紀「伏見宮と綾小路一族―伏見宮旧蔵『梁塵秘抄口伝集』巻十の書写者についての再検討―」（松岡心平編『看聞日記と中世文化』森話社、二〇〇九年）等。寺社関連では、田村航「西雲庵の素性―足利義政政権期における大炊御門家―」（『日本歴史』七三五、二〇〇九年）、松園斉「『看聞日記』に見える尼と尼寺」（『愛知学院大学人間文化研究所紀要 人間文化』二七、二〇一二年）等。伏見荘官・御所侍関連では、黒川正宏「伏見荘の地侍たちとその生活」（『歴史教育』一三・一七、一九六五年）がある。

(3) 『図書寮叢刊 看聞日記』（二〇一七、二〇〇二―二〇一四年）。

(4) 前掲註（1）横山書。なお、本稿で典拠とした文書史料の多くは同書注および村田正志『証註椿葉記』（宝文館、一九五四年）附録に掲載されている。参看されたい。

(5) 図書寮文庫所蔵、函号：伏一七九四。

(6) 図書寮文庫所蔵、函号：伏一七六五。飯倉晴武「史料紹介 後崇光院御文類」（『書陵部紀要』一九、一九六七年）。

(7) これらの点については、前掲註（1）村田論文に詳しい。

(8) 首藤善樹「住心院と勝仙院の歴史」（首藤・青谷美羽・坂口太郎編『住心院

文書』思文閣出版、二〇一四年）によれば、「三井統灯記」実意伝には正親町三条公豊の子とあり、のちに公豊の猶子となった可能性があるという。

(9) 三時知恩寺については、中井真孝「崇光院流と入江殿（三時知恩寺）」（水野茶一郎先生頌寿記念会編『日本宗教社会史論叢』国書刊行会、一九八二年）等参照。

(10) 木原弘美「天王寺妙嚴院御比丘尼御所―中世大坂の寺院史についての試み―」（『史窓』五八、二〇〇一年）、加藤岡知恵子「室町時代比丘尼御所入室と室町殿免許について―伏見宮家姫宮と入室尼寺をめぐって―」（『史学』七三―四、二〇〇五年）参照。

(11) 理延の入室とその後については、服藤早苗『歴史のなかの皇女たち』（小学館、二〇〇二年）に詳しい。

(12) 宮内公文書館所蔵、識別番号：三三三三三二。『皇室制度史料 皇族四』六三―六四頁。

(13) 続群書類従本（第一四輯）には「依応仁乱隠坐大原之時御百首」の後註があるが、図書寮文庫本（『魚山百首』、伏見宮家旧蔵、函号：伏一―一三六）にはこの註記がない。

(14) 『図書寮叢刊 看聞日記紙背文書・別記』（宮内庁書陵部、一九六五年）所収。函号：伏一四七一「看聞日記別記」のうち。

(15) 前掲註（1）村田論文。

(16) 前掲註（1）村田論文、同横山書。『叢刊』でも同様に人名註を付してきたが、第七冊補訂表にて訂正した。

(17) 図書寮文庫所蔵、函号：伏一四七一「看聞日記別記」のうち。前掲註（14）書所収。

(18) 柳原宮については、赤坂恒明「柳原宮考―大覚寺統の土御門宮家―」（『ぶい&ぶい』一七、二〇一四年）によって、後二条天皇後裔の邦満王に比定されている。

(19) 『尊卑分脈』には正親町三条公秀の子融観、同公治の子観智、同実望の子正

観に「椎野」の注記があり、南北朝期と戦国期に同家が浄金剛院とかかわりをもっていたことが推測される。

(20) 『増補続史料大成 八坂神社記録三』所収「祇園社記第七」。「南北朝遺文 東編」三八五号により補訂した。

(21) 「御病氣御本復念願」と記す用健周乾宛て年欠二月十八日付貞成親王書状案（『後崇光院御文類』）は、このときのものであるう。

(22) 前掲註（2）村井論文。

(23) 図書寮文庫所蔵、函号：伏一四七一「看聞日記別記」のうち。前掲註（14）書所収。

(24) たとえば、前掲註（1）横井書・同位藤論文・前掲註（2）松蘭論文等は、芝殿を芝俊阿の一族かとする。

(25) なお、『日記』応永二十七年十月三十日条には、前新内侍母が芝殿の姉妹であったとある。この母すなわち藤原能子は庭田経有の実子五辻朝仲の室（前新内侍は兩人の子、『日記』応永二十五年七月二日条）であり、芝殿とは義姉妹の關係にあたる（図3参照）。

(26) 『叢刊』第七冊所収。